

「第23回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：平成30年2月13日(金曜日) 19:00~21:15

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋 賀 県) 高砂琵琶湖環境部長、中村審議員、東村最終処分場特別
対策室長、谷口室長補佐、藤原主幹、伊香主幹、石田副
主幹、金崎主任技師、井上主任技師、山本主事

※コンサル6名

※二次対策工事業者2名

(栗 東 市) 高岡環境経済部長、木村環境政策課長、殿村課長補佐、
矢間主査

(自 治 会) 赤坂、小野、上向、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自
自治会から計12名(北尾団地：欠席)

(県議会議員) 1名

(市議会議員) 4名

(傍 聴) 2名

(報道機関) なし

(出席者数 41名)

司会： 皆さん、こんばんは。それでは定刻となりましたので、ただいまから
第23回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開催させていただきます。

まず、話し合いの初めに当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の高砂
から御挨拶を申し上げます。

部長： 皆さん、こんばんは。大変御多用の中、また夜分お疲れのところ、さ
らにまた大変お寒い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます
です。本年度4回目となります連絡協議会の開催に当たりまして一言
御挨拶を申し上げます。

旧RDエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画
の変更についてでございますが、地元関係自治会様には既に12月4日付
の書面を配布させていただき、御連絡をさせていただいておりますけれ
ども、昨年10月24日に国、環境省へ協議書を提出させていただきました。
11月29日に環境大臣の同意をいただくことができたところでございます。
改めて御報告をさせていただき次第でございます。

さて、本日の連絡協議会でございますが、次第のほうでお示しをさせ
ていただいている、大きく3つの項目がございます。まず、1つ目は本年
度の第3回モニタリング結果について御報告をさせていただきます。後
ほど概要を説明させていただきますが、今回も観測値に大きな変動は見

られませんでしたが、来年度から本格的に有害物掘削除去の箇所を掘り進めてまいることとなります。注意深く動向を見ていきたいと考えているところでございます。

次に、2点目でございますが、工事等の状況について御報告を申し上げます。B、C、D、E各工区の進捗の状況や今年度出てまいりました特異な廃棄物について、まとめさせていただいたところを御報告させていただきます。

最後に3点目でございますが、工事の施工方法等につきまして、御報告をさせていただきます。CからE工区の西側の敷地境界付近に予定をしています側面の遮水工についてでございますが、ボーリング調査を行いました結果、掘削法面の状況からアドバイザーの先生方に御相談の上、施工方法を見直すことになりましたので、御説明をさせていただきます。また、有害物の掘削除去区画におきまして、I区画でございますが、当該箇所の施工方法の見直しや施工の支障となります既設杭の撤去方法について、御説明をさせていただきます。

さて、二次対策工事に着手をいたしまして、5年が過ぎようとしているところでございます。これまでも種々課題等がございましたが、常に皆様とは情報を共有させていただき、またしっかりと御説明、御協議等をさせていただきながら、二次対策工事を着実に進めることができたと思っているところでございます。今後も引き続きまして、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。大変簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会： 本日、司会を担当させていただきます滋賀県最終処分場特別対策室の伊香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、あらかじめお断りをさせていただきます。この会議は旧RD最終処分場問題に係わる周辺6自治会の皆様と県、市の意見交換の場でございますので、傍聴の方からの御発言はお受けしないことといたしております。会場の使用時間の関係で最長で9時半、21時30分までとさせていただきます。今日はこのコミュニティセンターで他の利用者がおられるようですので、会議中、他の部屋から音が聞こえることもあるかもしれませんが、御了承くださるようお願いいたします。以上、よろしくお願いいたします。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、次第と一緒に資料1「前回の開催結果」、第22回連絡協議会の開催結果をとじたものがございます。

それから、資料2-1「平成29年度第3回モニタリング調査結果について」としまして、27ページまであるものがあります。それから、資料2-2「No.1-1井戸における電気伝導度の上昇について」という6ページのもの

に、本日受付で当日配付資料として、その資料の7ページ目にあたるものを1枚お配りさせていただきました。

それから、資料3「工事等の進捗状況について」といたしまして、22ページまであるものがあります。

それから、資料4「工事の施工方法について」といたしまして、スライド番号の11番まであるものがあります。以上でございます。

資料が足りない方等いらっしゃいましたら、会議の途中でもお気づきがありましたらお知らせください。

会議中は前のスクリーンでも同じ資料を随時表示しながら説明をさせていただきますので、お手元の資料とスクリーンを両方ご覧いただくようお願いをいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、議事1「前回の開催結果について」を説明いたします。

室長補佐：谷口と申します。よろしくお願いたします。お手元の資料1をご覧ください。

前回の開催結果の主な質疑と御意見について記載しております。読み上げて説明をさせていただきます。

「1.前回の開催結果の確認について」ということで3項目ございます。1つ目が「資料1の全ての項目を説明しないのはなぜか。前回決まったことがわかるよう全て説明したほうがよい。」という御意見をいただきました。「今回の議事に関連する質疑と回答について説明した。御意見を伺いましたので全てについて説明します。」と回答しております。

次、2つ目でございます。「平成14年当時に採取した黒色物質のうち写真で示したものは、試料がないため分析できず、評価できないという県の説明があったが、前回の資料1の「3.工事等の進捗状況」の3つ目の県回答では、「今回分析した試料について、残り90%はわからないということではなく、『結論として硫化鉄が含まれると推測されるが、大部分が水酸化第2鉄とケイ酸塩等の他の物質である』との見解であると回答しました」とあり、この記述内容は不十分ではないか。」という御意見がございました。県のほうからは、「黒色物質として3つの試料（県採取試料、住民採取試料、住民提供写真（試料なし））があり、この記述は、分析できた2種類の黒色物質についての回答である。言葉を足す必要があり文言をつけ足します。」と回答をしております。前回の連絡協議会の資料1に今のような文言をつけ足しさせていただきます。修正いたしまして、滋賀県のホームページに明日以降修正版を掲載したいと思っております。

続いて3つ目ですけれども、「住民からの意見については、県の回答がない場合であっても「主な質疑」に住民意見として記載するようにされたい。」という御意見がございました。それに対しまして、県のほうか

らは、「住民の御意見も記載するよう対応する。」と回答いたしております。

次に「2.平成29年度第2回モニタリング調査結果について」ですが、3つございます。1つ目が「K-1や市No.3の井戸がどの程度の値になれば対策事業の効果が出たといえるのか。」という御質問がありました。それに対しまして、「効果の評価の仕方についてはアドバイザーに相談中であり、その結果を踏まえて検討していきたい。」と回答いたしております。

2つ目が、「工業技術センター敷地内にあるNo.1-1の電気伝導度が高い理由は何か。この付近では過去の調査で水銀やダイオキシンが検出されており、処分場から南側への流れがあるため影響が出たのではないか。またイオンの組成について教えてほしい。」という御質問、御意見がございました。それに対しまして、県のほうからは、「電気伝導度が高い理由はアドバイザーの先生に相談したところ、幾つかアドバイスをいただいております、サンプリング井戸の周囲の整備なども行っており、詳しいことがわかれば報告をいたします。ただし、南向きへの流れの可能性は低いと考えている。イオンの組成についてはわかりました。」と回答をいたしております。それに対してまた御意見がございまして、「No.1-1は過去にダイオキシン類の濃度が高かったので注意してほしい。」との御意見がございました。本日、関連する話としまして、資料2-2「No.1-1の電気伝導度の上昇について」という、本日配付した資料で電気伝導度の上昇につきまして、アドバイザーの先生方に相談してきましたので、その結果につき御報告をさせていただきたいと思っております。

次に資料1の裏面をご覧ください。「前に水銀が出ていたとの話があったが、水銀については、前と同じ採水方法(ベーカー採水)をとれば水銀が検出されるのではないか。」という御質問がございました。それに対して県のほうから、「今の水銀のデータは確認しますが、仮に出ていたとするならば採水方法が影響したというのはいり得る。」という回答をいたしております。

次に「3.工事等の進捗状況について」で、3つの項目がございます。1つ目が、「現場説明会で北尾団地からの要望について、県から説明があったが再度回答を求める。」ということでございました。それに対しまして、「要望のあった中央の選別土仮置土の切り下げは、11月から徐々に切り下げ減らしてきている。」と回答しております。

2つ目ですが、「廃石綿のモルタル固結物はモルタルを固めたものか、それは違法処分されたものか。またアスベスト廃棄用の袋から、いつ埋められていたのかわからないのか。」という御質問がございました。それに対して、「廃棄物にモルタルと水を入れて固めたものである。廃石綿は平成4年度に特別管理産業廃棄物に指定された。よってそれ以前に埋められたものであれば違法ではない。袋からはいつ廃棄されたのかわ

かりません。」という回答をしております。

3つ目ですけれども、「「潰れたドラム缶と内容物浸潤土」とあるが、このうち「内容物浸潤土」とは何か。」という御質問に対しまして、「油のにおいのするタール様のものがしみ込んだ土である。それについて成分分析方法を民間業者に問い合わせましたが、分析方法はなく、分析できないとのことであった。」と回答しております。

「4.工事の施工方法について」ですけれども、1つございます。「B工区の説明があった箇所Kc3層は、もともとどれぐらいの厚みで想定していたのか。また、例えば全部掘削したらわかるが、やらなかったらわかりませんよと、ある程度リスクを抱えて、それでやっていきましようということか。」という御意見がございました。それに対しまして、「Kc3層は2m位の厚みと想定していた。この箇所は以前に調整池がありボーリングができない部分があり、今回ボーリングをしたことにより、Kc3層の状況がわかった。」と回答いたしております。

最後「5.その他」ですけれども、2つ項目がございます。1つ目が、「平成24年に協定書を結んで5年が経ち、工事も進んで大分状況が変わってきたので、中浮気団地自治会に連絡協議会への参加を促したいと思っている。その条件としては、二次対策工事が始まる時に県と自治会が結んだ協定書を中浮気団地自治会にもう一度検討してもらって、よいと言ってもらえる必要があるだろう。今から検討を始めれば来年度ぐらいには、参加の流れになるとの思いから今発言しておく。」との御意見がございました。当日は、「本日のところは問題提起とし、連絡協議会で出た御意見は、改めて正式な議事録を取りまとめてお届けした上で、次回以降に対応することとなった。」というところがございます。なお、この提案を受けまして、後日ですけれども、中浮気団地自治会に改めて意向の確認にお伺いしましたところ、「今の時点では工事途上で何も結果は出ておらず、状況が変わったとは言えないことから協定書を再検討する段階にはなく、中浮気団地自治会としては、協定書に同意して連絡協議会に参加することはできない。」との御回答でございました。また、この御回答と合わせて、「中浮気団地自治会としてではなく、栗東市民として連絡協議会で傍聴席から発言できる時間を設けられてもよいのではないか。」という御意見も合わせていただいております。

「その他」の2つ目ですが、「知事に連絡協議会に出席いただきたいと要望しているが、どのようになったのか。」という御意見に対しまして、「知事にはお話しさせていただいている。タイミングをみてと考えており、今日の内容についてはまた知事に伝える。」と回答しております。

資料1の説明については以上となります。よろしく願いいたします。

司会： それではただいまの議事1の説明につきまして、御質問や御意見等ございましたらお願いします。

住民： 今、傍聴人の質問とか、発言の件がちょっと話に出たようですが、結局どういうふうになるのかなと思ひまして。これからここで、そういうことを決めていくということですかね。

司会： 傍聴の扱いについては、この協議会の設置要綱の中で、傍聴人からの発言は認めないという決まりになっておりますが、協議会から傍聴人の方の発言の機会を認めた場合に発言していただくというような、そういう場合もあるということは、前回確認させていただいたことだと思います。具体的にどうの中身だったらということろまでは、必ずしも明らかではありませんが、本来のメンバーの皆さんの発言の時間を割いてお話いただくということですので、中身に応じてということにならないと思ひますけれども、そういう場合があるということについては、前回の御提案を改めて設置要綱に照らして確認したところだと思います。

住民： 今日傍聴は受けつけんと言われたのと違いますか、先ほど。

司会： 始めの説明では、そういうふうに申し上げました。これは協議会の要綱のとおり申し上げてはいますが、要綱で「傍聴人の発言を認めない」というふうに書いてあるわけではなくて、「傍聴人からの発言を認めない」と定めてあります。そこを解釈すれば、傍聴人から提案があつて話してもらふわけにはいかないけれども、協議会が認めて、協議会が求めて発言いただくという場合は、今の現在の要綱では改正をしなくても、このままでも読めるだろうということで、いつもと同じように傍聴人の発言について最初のお断りはさせていただきましたけれども、要綱のとおり読ませていただいただけで、それは前回確認したとおり、御発言いただく場合は、協議会が認めれば可能であるということは、承知いただいた上でということで進めたいと思ひております。

住民： ちょっとそれ、皆さんに確認していただいて、できれば今そんなに大きくもめることもないし、時間も延びていることもないので、できればそういう方、御質問とか発言されたい方がおられたら、この協議会じゃなくても、それなりに認めていただけるようにしたらいいのかなと思ひますけど。それを皆さんに諮っていただけないかなと思ひますけど。

司会： 今のお話、少し整理させていただきたいので、本日の議事の最後のところでもう一度諮らせていただきたいと思います。それでは、他に今の議事に対して御質問等あれば。

住民： 3件ほどあるんですけれども。まず1つ目、石綿のことですけれどもアスベストの。この袋で廃棄された期日が特定できないと。わからないと書いてあるんですけれど、袋が何色だったのか。黄色ですね。黄色っていうのは、その法律が強くなりましたよね、アスベストのことについて。

主幹：昭和60年代ぐらいですか。

住民：いや、もっと後でもっときつくなりましたやろ。

主幹： それは、管理のほうの法律でもきつくなりましたし、廃棄物のほうでも厳しくなっています。平成4年とかそんなぐらいの・・・。

住民： 厳しくなりましたよね。そして取り扱いにしても、厳しくなったから私も行って取りましたよ。取扱業者としてのね。そのころが一番きつくなったころやと思います。そのころに黄色くなったのではないですか。その前から黄色いですか。

主幹：その前からです。昭和60年代ぐらいだと思います。

住民： 60年代ぐらい、そうですか。そのときはどうもなかったわけですか。石綿をほかすの。

主幹： 除去した石綿の取り扱いについては、以前からそういうふうには飛散しないようにして、わかるように袋に詰めるということになっておりまして、廃棄物の処分の方法として、法律で特定管理廃棄物として取り扱いがされるようになったのが平成4年です。

住民：ということは、平成4年には、もう違法になったわけですか。

主幹： そうですね。特別管理産業廃棄物として処分しないといけないことになりました。

住民：昭和60何年ですか。

主幹： すみません。今はちょっとすぐには出てきません。60年代だとは思いますが、それはアスベストの取り扱いのところですね。廃棄物としての処分じゃない。取り扱いのところで飛散して人体に影響を及ぼさないように、除去の方法とかですね、除去したものを飛散しないような状況にして、石綿用の袋に詰めるというようなことが決まっております。

住民： 黄色い袋は、60年代のそのときから使われていると、そういうことな
んですね。わかりました。そして、もう一つちょっと違う話ですけども、
その下の壊れたドラム缶のところで、「民間業者に問い合わせたが、分
析方法はなく」って書いてあったけど、これ、こんな話をしましたかね。
分析方法がないなんて、そんなことあるんですか。分析ができないって。

主幹：有効な分析方法がないということだと。

住民：そんなね、物、分析できないなんて、そんなことありますか。

主幹：そのものを分析するというのは、ちょっと難しいと回答がありまして。

住民：ちょっとこれは、信じられんですね。今のこの技術の世界で。

主幹： 分析の方法として、その性状を例えば赤外線分析で、波長で、どう
いう類のものか推定するというような方法はあるかと思えます。

住民： これやったら、この文面だけやったら何もできないっていうことにな
ってしまうじゃないですか。

主幹：そうですね。

住民：これはやっぱりちょっとおかしいじゃないですか。

主幹： そうですね、そのものを分析する有効な方法はないということである
と解釈したほうがいいかもしれないですね。

住民： それと、また話は変わりますが、一番最後の知事の話ですけども、
この結果は聞いたんですか。聞かれたんでしょうか。知事がどう思っ
ておられるかっていうのは。

室長： 前回、また知事にお伝えするというような回答をさせていただきました
ので、議事録のコピーを知事にお見せし、前回の話とやりとりについ
ては、知事に御報告をさせていただきました。

住民： ということは、報告というのは文面で報告しただけであって、こうい
うことを言っていますけれどもということを、言葉で伝えたというわけ
ではないわけですか。

室長： ホームページを多分見ていただけているんだろうと思うのですが、こ

この会議録はかなり丁寧に一言一句変わりなく起こされておりますので、それを起こしたものを知事にお見せをし、こういうふう知事の出席が求められておられますよということをお伝えいたしました。

住民：その回答はないんですか。

室長：もちろん、前回私がお答えさせていただきましたが、よりよいタイミングのときに、またお伺いをしたいというお話でございました。

住民：それは知事のほうが、言っているわけですね。そのタイミングというのは。

住民：「ここに書いています、この部分や。」言うて全部渡して。

室長：いえ、最後の〇〇さんと私のやりとりの部分だけ。全体だともものすごいページ数になるので、最後のその部分だけを抜粋して知事にお渡しをしています。

住民：また、選挙もあるし、そしてまた、3月に異動もあるということですね、替わられるかどうかわかりませんが、前回の人は機会を見てやる、やる言うてね、結局スポッと出てしまったと。そんなことじゃ困るので、やはりそこは責任を持ってこの場所を設定していただきたいと。もしもしてもらえないのだったら、私もね、ある程度強硬手段をとりまして、直接秘書課へ行くということもします。前回もしたことありますけども。そういうことで、実際にやりますので、私、言葉だけではありませんので。まあ、それだけです。

室長：いずれにしても、私どももそのようにタイミングを見てというふうに、御報告も御説明もさせていただきましたし、知事もそういうふうな御趣旨でございましたので、また知事とは御相談をさせていただきますと思います。今日のことも御報告はさせていただきます。

住民：わかりました。

司会：ほか、御意見等ございましたら、どうぞよろしくお願ひします。

住民：ここの「内容物浸潤土」ですけどね、これを調べて何やったというふうに調べなあかんのじゃないかというようなお気持ちはどれぐらいあるんでしょうか。

審議員（滋賀県）：これは専門家の話を電話で聞かせていただいたんです。そしたら、要するに、何もわからないものを一から調べる方法はないということです。今まで我々がやっている方法というのは、こういうものはどれだけ入っているか調べてください、これを調べてくださいということはできるんですけども、一からね、世の中に8万種類ほどある物質を全部調べるって、これは不可能だと。

住民： そういう話をよく聞くんですけどね。やっぱりサンプル的な物があって、これとこれは似ているとかね。そういう判断して、あ、これはこれじゃないかとか。それとか、よくこう何かに入れて何か処分されたのは、こういうのが多いんじゃないかとか。これとこれとは、どれぐらい似ているから、こういう可能性があるんじゃないかとかね。そういう調べ方があるんじゃないかなと。

審議員：それは、できないというお答えでしたのでね、これは石油の協会ですか。そちらのほうに確認をさせていただいたんですけども、我々も手がかりがないかと思って、聞かせていただいたんですけども、そういうお答えでしたのでね、これ以上できないと考えています。

住民： これ以上。

審議員： ええ、要するに性状を目で見て確かめている以上のことはできない。

住民： 信じられんですよ。

審議員： いや、私どももそういうふうに思うんですけども、もうこれは専門家のお答えですので、どうしようもないです。

住民： それみんな、断るときそう言うんですよ。一から何万種類もあるもん、そんなもん元素やったらわかるけどね。そういう何かいうのはでないですよって、みんなそれは多分言うと思うよ。

審議員： いや、だから専門家のお答えですので、私どももそれ以上何とも言いようがないです。

住民： 専門家ですやん。まあ、わかるものはちょっとでもわかるようにして、ちょっとでも前向きに調べていただきたいなと思いますけど。

審議員： 決して後ろ向きということじゃなくて、我々もそれを知りたいですけども、もう本当にプロの方がおっしゃるお答えですので、もう我々は

それを信じざるを得ないというところがございます。それは御容赦いただきたいと思えます。

司会： ほか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きまして議事2.「平成29年度第3回モニタリング調査結果について」、説明をいたします。

主任技師：井上です。よろしく申し上げます。資料2「平成29年度第3回モニタリング調査結果について」というA4横長の資料を御準備ください。

2ページ目の調査地点についてですが、今回変更でございます。揚水ピットを浸透水の地点として1地点追加しております。あと、井戸の撤去というところお知らせですけれども、No.4-1の井戸を、今後E工区とI区画の掘削に入っていきますので、撤去する予定です。第4回の調査では調査を実施しまして、来年度第1回の調査からできなくなる予定です。

続きまして3ページ目です。今回は、平成29年度第3回調査です。調査日は平成29年11月30日と経堂池が12月5日です。浸透水の移流拡散概念図は特に変更はございませんので、説明を省略します。

経年変化グラフについては、またいつもと同じですけれども、一つ目の◆のH24-8(2)についてです。今回もまた水量がわずかでしたので、pHとECのみの測定をしました。

次に4ページ、5ページの電気伝導度です。まず4ページのKs3地下水帯水層と浸透水です。Ks3地下水帯水層の井戸は○で表示しております。浸透水の井戸は▲で表示しております。結果については、全体的にいつもどおりほぼ横ばいで推移していきまして、一部の井戸で低下傾向が見られます。左上のH24-2(2)ですが平成25年度あたりから低下傾向を示しています。

次に、5ページのKs2地下水帯水層で全て●で地点を表示しております。だいたいこの地点で横ばいで推移しておりますが、下の段の右から2つ目のNo.3-1の井戸は平成26年ごろから低下傾向だったのですが、ここ数回上昇傾向を示しております。

後は、例年より比較的高い値で、推移している井戸がNo.1-1です。上の段の右から2つ目の井戸ですが、例年より高い値で推移しております。後は、左列の上から2つ目のNo.1の井戸については低下傾向を示しております。あと下の段の左から2つ目のH24-4の井戸は、平成25年12月ごろから低下傾向でして、現在は横ばいになっています。

次に6ページ、7ページのひ素です。まず、6ページのKs3層と浸透水です。全地点で環境基準値以下となりました。No.3揚水井戸、揚水ピットについても環境基準値以下になっております。

次に7ページのKs2層です。2つの井戸で環境基準値を超過しております。左上のH26-S2の井戸は濃度については横ばいで推移しています。あ

と下の段の真ん中のNo.3-1の井戸についても横ばいで推移しております。いつも環境基準値を超えています右上のH24-7については、今回は、ぎりぎり環境基準値以下でした。その他の井戸については、不検出でした。

次に8ページ、9ページのふっ素です。まず8ページのKs3と浸透水です。こちらは全地点で環境基準値以下でした。環境基準値以下で検出された地点が3地点ありまして、浸透水の2地点でNo.3揚水井戸と揚水ピットで検出されております。あとは、右上のH26-S2(2)、Ks3の地下水層ですが、こちらで検出されております。その他3地点については不検出でした。

次に9ページのKs2層です。こちら全地点で環境基準値以下でした。3地点で環境基準値以下で検出されておりますが、濃度についてはほぼ横ばいで推移しております。ほか8地点は不検出でした。

続きまして、10ページ、11ページのほう素です。まず10ページのKs3層と浸透水ですが、環境基準値の超過が2地点でありまして、浸透水の地点でNo.3揚水井戸で下の段の左のグラフです。濃度については横ばいで推移しています。あとは、Ks3層の地点で、H26-S2(2)で上の段の一番右のグラフです。こちらについても濃度は横ばいで推移しております。環境基準値以下で検出が3地点ありまして、左下のK-1です。こちらについては環境基準値以下ですけれども、上昇傾向が見られるので、注意して見ていきたいと思っております。左上のH24-2(2)の井戸でこちらは横ばいです。あとは、揚水ピットで、一番右下のグラフですけれども、こちらはぎりぎり環境基準値以下となっております。ほかの地点は不検出でした。

次に11ページのKs2層です。環境基準値の超過が1地点ありまして、下の段の真ん中のNo.3-1です。こちらについては、横ばいになっております。あと環境基準値以下で検出が4地点ありまして、上の段の右から2つ目No.1-1の井戸、左列の上から2つ目、3つ目の井戸、あと下の段の左のH24-4の井戸で環境基準値以下で検出されております。ほかの5地点については不検出でした。

続きまして、12ページ、13ページの鉛です。こちらについてはKs2層を含めて、全地点で不検出でした。

続きまして、14ページ、15ページの水銀です。まず14ページですが、Ks3層と浸透水について今回の調査でも全地点で不検出でした。

続きまして、15ページ、Ks2層ですが、こちらについても全地点で不検出でした。前回の連絡協議会でお話に上がりましたNo.1-1については、ベラーによる採水のと時からずっと不検出で推移しております。No.1-1の近くの斜面で水銀が検出されたことがありまして、平成19年度を最後に今は検出されていない状況となっております。地下水ではなくて掘った穴にたまった表層のたまり水を調査されていまして、その結果で検出された履歴が残っております。

続きまして、16ページ、17ページの1,2-ジクロロエチレンです。こちらについてはKs2層を含めて、全地点で不検出となっております。

続きまして、18ページ、19ページのクロロエチレンです。こちらも全地点で環境基準値以下でした。環境基準値以下で検出は2地点ありまして、1つ目は左上のH24-2(2)の井戸で、濃度は横ばいになっております。あと左下のK-1の井戸です。こちらは低下傾向を示しております。その他4地点については不検出でした。

続きまして、19ページのKs2層です。全地点で環境基準値以下です。環境基準値以下で検出が2地点ありまして、1つ目は左列の上から2つ目のNo.1の井戸で、急激に下がって今は安定した状態が続いております。あとは左下のK-1井戸です。ほか9地点については不検出でした。

続きまして、20ページ、21ページの1,4-ジオキサンです。まず20ページのKs3層と浸透水ですが、全地点で環境基準値以下でした。環境基準値以下で検出が5地点ありまして、うち上の段の一番右側のH26-S2(2)の井戸ですが、環境基準値以下ですが、やや上昇傾向が見られましたので注意して見ていきたいと思っております。ほかについては横ばいでした。あとほか1地点は不検出でした。

続きまして、21ページのKs2層です。こちらについても全地点で環境基準値以下でした。環境基準値以下で検出が4地点ありまして、下の段の真ん中No.3-1の井戸です。こちらはやや上昇傾向となっております。その他の地点については変動ありますが、低下傾向となっております。ほか7地点については不検出でした。

続きまして、22ページ、23ページのダイオキシン類です。こちらは全地点で環境基準値以下となっております。

引き続きまして、24ページ、25ページについては、考察についてのまとめで、先ほどまでに述べたことが記載されています。

最後に、26ページの経堂池の水質です。こちらについては12月5日に調査を実施しております。今回はECが農業用水基準値を超過しております。数字としては、過去の変動の範囲内となっております。

最後、27ページは今回の結果の一覧表になっています。

主任技師：続きまして、資料2-2の説明をさせていただきます。

前回の連絡協議会で御質問がありましたNo.1-1の電気伝導度が高い原因について調査結果とアドバイザーの先生の見解をまとめましたので、御報告をいたします。左上は電気伝導度の推移で平成27年度からやや高い値で推移しております。右上は井戸平面図で、No.1-1は処分場の南東側に位置しております。下の図は地質断面図で、右上の平面図のピンクの矢印の部分の断面となっております。井戸については、処分場から斜面をおりたところに位置しております。調査している地層はKs1とKs2です。地下水については、南西から北西、断面図でいうと右から左に向かって流れていまして、No.1-1の上流側でKs2層が地上に出ています。あとNo.1-1の周辺は沖積層になっていまして、こちらから雨水が浸透して

No.1-1に來ていると考えております。

続きまして、2ページの上の周辺の地表地質平面図です。地下水の流れとしては、南東から北西、右上から左下に流れております。No.1-1の上流側でKs2層（砂質土層）が露出しています。No.1-1の周辺は沖積層になっていますので、そちらで雨が浸透してNo.1-1に來ているものと考えています。航空写真を重ねてみますと、建物と舗装されている部分、あとは緑地がありますので、主に緑地から雨水が浸透してきているものと考えています。

続きまして、3ページの上ですけれども、井戸の状況についてですが、電気伝導度の上昇の原因についてアドバイザーの先生に相談したところ、井戸の周りの根っこやすき間から雨水が浸透して影響しているのではないかというお話がありましたので、周辺の整備を行いました。昨年7月18日に整備を行いました、実施した内容としては周りの掘削と樹木根の除去、その後埋め戻しをしまして、シート養生を行い周りからの雨水の浸透を防止しております。

続きまして、4ページの上ですけれども、処分場内のNo.1-1側の工事の履歴との比較のための資料でございます。平成22年から平成26年12月までの間で、処分場内のNo.1-1側で行った工事の履歴です。これで見ますと特に26年まで工事の影響が出ているようには見えず、特に影響はなかったものと考えています。

No.1-1の井戸に水位と水質をモニタリングする装置を入れて、記録をしております。これが水位のグラフですけれども、これを見ると水位が雨のときに上がっているということがわかります。降水量が非常に多い場合、50mm以上の雨が一日に降った場合に水位が上がるということを確認しております。

続きまして、5ページの上の水質についてです。左上のグラフが水温ですけれども、こちら大雨時に変動するという傾向が見られます。右上のグラフの電気伝導度についても、大雨時に上昇するという傾向が見られます。左下のpHのグラフについては、pH6で特に雨の影響も受けず安定しております。右下の酸化還元電位のグラフですけれども、通常の地下水ではもっと低い値ですが、結構高い値で推移をしまして、雨の影響を受けて、酸素が豊富な水が入ってきているということを示していると考えております。

続きまして、5ページの下です。イオンの組成についての資料です。イオンの組成については、視覚的に理解できるようにヘキサダイアグラムというものを使ってしまして、各イオンの濃度によって形が変わります。全体的に高い濃度のときには六角形が大きくなっていきまして、全体的に低い濃度のときは六角形が小さくなるというものです。ヘキサダイアグラムの形状を見ますと、No.1-1については、特に形は変わっていないというふうに見ています。なので、イオンの組成も変わっていない。

大雨時もさほど変わっていない状況です。次に右上のグラフです。E-2の井戸です。E-2というのは、No.1-1に一番近い浸透水の井戸なんですけれども、形を比べてみますと全然違う形をしてまして、イオンの組成が全然違うということを示していますので、No.1-1は特に浸透水の影響を受けていないものと考えております。

続きまして、6ページの上ですけれども、周辺の井戸とのヘキサダイアグラム、イオンの組成を比べますと、No.1-1がこちらで、ご覧のとおり似た形状の井戸がないという状況です。

次のページがKs3層と浸透水ですけれども、Ks3層と浸透水についても特に似ている形状のところはない、イオンの組成のところはないという状況です。

最後に、本日お配りしましたアドバイザーの先生方の意見と県の対応案をまとめた資料をご覧ください。先ほどまでのデータを見ていただきまして、先生方に御意見をいただきまして、それをまとめております。左の梶山先生から順番に見ていきます。一つ目は、「No.1-1は廃棄物の影響を受けにくい場所であり、このデータから処分場の影響はないということが言える。」と御意見をいただいております。

次はその下です。「CODと電気伝導度が気になる。処分場のほかに原因があるのではないか。」という御意見をいただいております。その次は、具体的な方法として、「No.1-1を中心に君津方式、格子状に調査ポイントをとって調査をすれば、発生源がわかるのではないか。」という御意見をいただいております。

次に小野先生の意見ですけれども、1つ目は「通常の廃棄物由来の汚染のパターンと今回のNo.1-1はイオンの組成が異なりますので、処分場の影響ではない可能性が高い。」という御意見です。

次、2つ目ですけれども、「原因の究明方法としてNo.1-1周辺の表層土壌の電気伝導度を調べて、図にして評価をするとよい。」という御意見をいただいております。

3つ目については、「No.1-1の周辺の地表の土壌間隙水、土壌にたまっている水のヘキサダイアグラム、イオンの組成を調べたほうがいい。」という御意見をいただいております。

最後に、補助として「No.1-1の周辺の植生調査を行うとよりわかる。」という御意見をいただいております。

一番右の県の対応案としましては、先生方の御意見を踏まえまして、「No.1-1周辺の表層の土壌の電気伝導度と地表の水質調査を行う。」、「No.1-1周辺の表層水の状況を調査する。」、最後に、春先ですけれども、「No.1-1周辺の下草の状況を調査する。」というものを考えておりますので、また調査を実施しましてアドバイザーの先生に御意見を伺った上で、御報告をさせていただければと考えております。

資料2-1、2-2については以上です。

司会： ただいま、議事2の説明につきまして、御質問や御意見等ございましたらお願いします。

住民： 一番最後のこのNo.1-1の井戸についてですけれども、化学肥料とかそういう物質の場合は、電気伝導度ってどうですやろ、上がりますか。僕はそれ試したことがないので、ちょっとわからないんですよ。

審議員： 化学肥料もいろいろ種類がありますので、例えば硫酸アンモニウムでしたら、硫酸塩がすごく増えますよね。右下の硫酸アンモニウム。それから、カリウムが出るやつもありますよね。苦土っていう。

住民： 苦土はマグネシウムです。

審議員： ああ、そうです。マグネシウムですね。そのものによって、増えてくるところが違ってくるんです。例えばE-2のように、ああいうふうが増えてくるものがあるかどうか、それはわからないです。それでもいっぱい混ぜてこないと、絶対上がってこないんで、何か一つの肥料だけやったら、特殊なところが上がってくると思うので、そこはちょっとまた見てみないとあかんと思うんです。

住民： いや、これはちょっとほかの意味合いがあってちょっと聞いたんですけども、6ページのこの上のこの表を見ていくと、ほかとは違うと言うてるのは、どうも僕には理解できなくて。どっちかいうと、よく似てるんじゃないのって。パッと見て、パッと見てね。本当はこれ正六角形みたいな感じになるのが普通なんでしょ。じゃないんですか、これは。

主任技師： そういうわけではないですけど、大まかにこれグループ分けすると、これはやっぱり違うということで、このあたりが同じで、またこっちも同じというふうに。もうこのあたりは、もうつぶれて形がわからないんですけども。下が広がっているような形、これはちょっと上が広がっている。

住民： だけど、パッと見ね。そんなに大きくね、違うように思えないんですよ。私ら素人から見たらこれ。それよりも例として挙げているほうが、物すごく特性があって、これは明らかに違うのわかるけど。これ全体を見たときにね、じゃあ、本当に明らかに違うのって。E-2の場合は確かに違いますよ。それはね。それはわかりますよ。それ以外のはね、そんなに思わないですよ。あんまり思えないんですよ。よう似ているんじゃないのって、パッと見やったら。だから、何が違うんかなと思って。ち

よっと僕には理解できない。イオンの組成が。だから、処分場と違うという、証拠がないんじゃないのと言いたいわけですよ、僕は。組成が全然違うよと言うけど、ぱっと見たらよう似てるじゃないですか。

主任技師：No.1-1がこの形で、あと周りは浸透水ではなくて、地下水ですね。ほかに浸透水のヘキサダイアグラムはというと、E-2がこういう形で、あとは、H16-No.5はこういう形ですね、これも全然形違いますよね、No.1-1とは。それと、あとこれですね、No.3揚水井戸、これも形が違うと思うんです。No.1-1と、あとは浸透水のものもいろいろ比較していたければ、よくわかるかなと思うんですけれど。

住民： いや、ようわからんのですよ、これ。これでね、ぱっと見せられたこれでね、廃棄物とは言えないという証拠にはならないと、僕はそう思うんですよ、これ。もともとがこのNo.1-1の井戸というのは、廃棄物と関係があると私は思っているわけですよ。

審議員： すみません、ここで小野先生がおっしゃっているような、廃棄物であったら塩化物イオン濃度が高くなりますよという典型的な絵を用意していないので申しわけないですけれど、そこだけは先生のおっしゃっているヘキサダイアグラム、塩化物イオンがもっと伸びているようなやつは、また用意してお見せしますけれども・・・。

住民： いやいや、そんなの、用意してもらっても意味ないですよ。要は、他の井戸の組成の……。

審議員： 我々が見たら、これは明らかに違うんです。

住民： どこが違うんや。これ見てんのと。

審議員： ○○さんがおっしゃっているのは、全体的に低いやないのというところしか見ておられなくて、あそこの赤い枠で囲ったところは、硫酸イオンが高いですよ、硫酸イオンが高いじゃないですか。

住民： うん、だけど、ほかのもそんなのあるじゃないですか。

審議員： 硫酸イオンが高くて、それからナトリウムイオンが低いじゃないですか、それと同じやつってないじゃないですか。

住民： だけど、同じものはないけども・・・。

審議員：いや、同じものがないということが大事じゃないですか。

住民：いろんな形があるじゃないですか。

審議員：いや、同じものがないということが大事なんですよ、同じものがない。ほかの部分と・・・。

住民：逆に言えば、他のところで同じものというのが少ないじゃないですか。

審議員：いや、だから、先ほど申しましたように、下流側では似たような形をとっているわけです。ナトリウムイオンが高くて、硫酸イオンは低いというような形を、同じようになっているじゃないですか。見てください、左側の列の上から2つ目、3つ目、4つ目・・・

住民：下手側と上手側に分けた場合によく似ているよと、そういうことを言っているわけですね。

審議員：ええ、それと赤で囲っているのは全然違う形じゃないですか。

住民：その数値的に、じゃあ5がどれぐらいなのかよくわからないんやけど、0から5ぐらいの範囲じゃないですか、全部。

審議員：いやいや、これはその範囲じゃなくて、形を見ないかんのですよ、形を。

住民：ようわからんな。

審議員：ヘキサダイアグラムの見方というのは、形なんです。例えば、あの大きさが相似系になってきたら、同じやというふうに言うんです。

住民：だけど、下手でもかなり違うじゃないですか、内容的には。

審議員：下手と言っても、どこの下手の部分かおっしゃってください。

住民：例えば、H24-4のカルシウムは低いと。そして、ナトリウムは多いと。H24-2の場合やったら低いじゃないですか。

審議員：ですからね、先ほどから説明しますように、この列の左側の3つですね、これは似ていますよね。北から東側のほう。

住民：そこは似ているけどね。

審議員：似ていますよね。これは同じ流れだし、もう一つ、こっちのH24-4というのは、違う流れですねということを申し上げたいんです。水の流れは2通りありますね。要するに、北向いて流れているやつと、少し西向いて流れているやつと、少し組成が違いますよと。またさらにその上で、No.1-1は、またそれとも違いますねということを言いたいんです。

この図から見えることは、水として、北向いて流れている水と、それから少し西向いて流れている水と、そしてもう一つ、上流側の水と3通りありますねということを申し上げたいんです。

住民： もともとNo.1-1というのは、ダイオキシンも多かったし、水銀も出たことはあるしということですね。

審議員：先ほどから申しますように、No.1-1で水銀は出ていません。

住民：いや、その近くで。

審議員：No.1-1では水銀は出ておりません。

住民：その近くの・・・

審議員：表面に出るところですね。

住民：うん、表面に出たんですよ。

審議員：表面に出たんですね。

住民：そうそう。井戸の中では出てへんけど。

審議員：No.1-1は、Ks2層ですから、ここは水銀は出ておりません。先ほどの図でも説明させていただきましたように、過去からずっと出ておりません、水銀は。

住民：ただ、流れがそっち行っていないという保証はないだろうという。

審議員：ですから、先生方の見解は、そっちには行っていませんよと。ただし、何か汚染源があるから調べなさいということですので、調べさせていただきますというのが私たちの考え方です。

住民：どっちにしたって水かけ論やから、調べてくださいしか言えない。

審議員：調べ方については、また先生と相談させていただいて、結果を報告させていただきたいと思っています。

司会： 議事に関しまして、ほか御意見等ございますでしょうか。
なければ、次に議事3「二次対策工事等の進捗状況について」御説明いたします。

主任技師：工事を担当しております金崎です。

それでは、資料3「工事等の進捗状況について」、御説明させていただきますと思います。

お手元の資料に写真や図面等もございますので、できましたら、こちらのカラーのスクリーンのほうをご覧くださいと思います。

こちらは5月23日に、敷地の航空写真を撮ったものでございます。

二次対策工事といたしましては、大きくAからEの5つの工区に分けて工事を実施しております。

現在の進捗状況といたしましては、B工区で浸透水の貯留層工、選別土の埋め戻しを行っております。

CからE工区にかけては、廃棄物土の掘削を行っておりまして、C、D工区につきましては、底面排水工を引き続き実施しております。

H区画につきましては前回御説明させていただきまして、オールケーシングによる掘削除去、C・D区画の有害物掘削につきましては、来月3月上旬ごろから着手をいたします。

D・E工区につきましては、今後また遮水工等の形状を決めるために、追加で土質調査を行いたいと思っております。

掘削した廃棄物混じりの土に関しましては、こちらの選別処理施設で選別を行いまして、試験を行って合格したものは、また場内に戻すという形で、順次A工区ないしはB工区に仮置き、もしくは埋め戻しで使っているという状況でございます。

また、場内の浸透水につきましては、こちらの水処理施設で処理いたしまして、下水道へ放流するという形になっております。

続きまして、今年度の工程表です。大きくはB工区、C・D・E工区、有害物掘削がございまして、2月中旬ごろまでは実績を示しております、残りにつきましては、計画として示させていただいております。

今年度の実績につきましては、先ほども申しましたとおり、B工区につきましては、選別土の埋め戻しに入っております。また、C・D・E工区につきましても、廃棄物土掘削、底面排水工、選別土の埋め戻しを行いました。有害物掘削につきましては、こちらの工程では2月下旬となっているんですけれども、来月の3月上旬ごろから着手させていただく

という形で、こちらもH区画と同じ工法で、オールケーシングによる掘削をさせていただきます。その後、土留の矢板打ちに入らせていただくということになっております。

来年度、平成30年度でございますが、B工区につきましては、鉛直遮水工の施工に入らせていただきます。あと、放流設備工も一部入らせていただきたいと思いますと思っております。

C・D・E工区につきましては、廃棄物土の掘削、あと、底面排水工を引き続き施工します。あと、こちらも遮水工がございまして、来年度予定しております。

有害物掘削につきましては、今年度一部入らせていただく部分もございますが、引き続き次年度以降につきましては、土留工ないしは掘削除去を行います。

平成30年度当初予算につきましては、2月15日から県議会で審議される場所ではございますが、全体事業費で約19億6,000万円ほどの予算要望をしているところでございます。こちらにつきましては、2月8日に当初予算の概要として、予算額が県のホームページで公表されております。

こちらは、B工区に進捗状況でございます。浸透水貯留層工と選別土の埋め戻しを行っております。今後の予定といたしましては、引き続き選別土の埋め戻しや仮置き、国道側の鉛直遮水工の施工に入らせていただきたいと思いますと思っております。あとは、洪水調整設備工なども、来年度以降施工させていただきたいと考えております。

続きまして、C工区の状況ですが、浸透水貯留層工を行っております。あと、廃棄物土の掘削と底面排水管の設置工を行っております。

底面排水管につきましては、B工区から延びまして、C・D工区へとつながっております。底面排水管の部分につきましては、現在廃棄物土の掘削を行いまして、既に地山が確認できましたので、写真にありますように、廃棄物土の掘削は掘止めといたしました。引き続き、こちら西側のほうの掘削を順次行います。

また、今後掘削状況を踏まえまして、現場見学会を開催させていただきたいと思っておりますので、その際には、皆様に御連絡をさせていただきたいと思っております。

続きまして、DE工区の状況でございます。こちらの写真にありますように、順次廃棄物土の掘削を行っておりまして、おおむねこのあたりで標高が140m付近となっております。一番上の部分は150m程度ですので、約10m切り下がっている状況でございます。D・E工区の廃棄物土掘削の範囲でございますが、事務所側につきましては、これ以上広がるということはありません。今後、引き続き下のほうへ掘削を行っていきます。今からさらに約10m下がるという形になります。

次に既設構造物の撤去の状況ということで、E工区の灯油タンクの基礎や廃油タンクの基礎、プラント基礎がございまして、そちらの基礎に

つきましては、廃棄物土の中にPC杭がございますので、そちらを切断して順次振動を与えない形で撤去を行い、切り下げていくという作業を繰り返しながら廃棄物土を掘削いたしております。今後も引き続きこの作業を続けていきたいと思っております。

次に「有害物掘削除去(CD区画)」です。選別施設の近くでございますCD区画で来月3月上旬から全旋回オールケーシング工法による有害物掘削に着手させていただきます。屋外の乾燥テントにつきましては、移設を行いまして、来月から作業に着手したいと考えております。

ここからは、今年度掘削した特異な廃棄物について、工区ごとにまとめさせていただきましたので、その内容を説明させていただきたいと思っております。

まず、B工区の特異な廃棄物といたしましては、写真にありますように、ドラム缶の内容物有りのものが1個と、なしが13個、廃石綿等（モルタル固結物、発塵防止剤浸潤）が大型土嚢5袋分発生しております。

続きまして、C工区の状況といたしましては、ドラム缶の内容物有りのものが14個、なしが0個、ドラム缶とその内容物が浸潤した土壌等が約61.98t、あと廃石綿等梱包用の袋（内容物なし）10袋が確認できています。

続きまして、D工区の特異な廃棄物といたしましては、医療系廃棄物が大型土嚢8.5袋、その他ドラム缶の内容物有りのものが1個、なしのものが2個ございました。また、コンデンサを2個発見してございまして、いずれもPCBの含有はございませんでした。あとは青色固形物（樹脂）がございました。

続きまして、E工区の特異な廃棄物といたしましては、ドラム缶の内容物有りのものが12個、なしのものが20個、医療系廃棄物が大型土嚢で34.5袋、廃石綿（モルタル固結物）が大型土嚢で18袋確認できています。

続きまして、二次対策工事土工・処分実績（平成29年12月末現在）ということで、前回10月末との差といたしまして、掘削土量がプラス12,400m³、埋戻可能物仮置土量がプラス6,400m³、埋戻再生資源がプラス1,100m³でした。場外への搬出・処分量は、廃棄物の可燃物につきましてはプラス1,200t、不燃物がプラス57tでした。廃棄物混じり土は有害物がプラス860t、ドラム缶およびその内容物が浸潤した廃棄物土・医療系廃棄物混じり土がプラス62t、旧栗東町廃棄物埋立地由来の廃棄物混じり土がプラス3,900tでした。選別土等でふっ素が土壌環境基準を超過したものがプラス1,300tでした。

選別土および覆土等の適合確認分析ということで、300m³ごとに分析を実施して、埋め戻しの可否を判断しております。分析項目は以前と変わりなく、カドミウム、水銀、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類、TOCです。

選別土につきまして、前回との差になりますが、17回分析を行いました。

て、そのうち3回不適合が確認できました。覆土につきましては、前回から13回分析を行いまして、不適合はなしでした。詳細な内容につきましては、15ページ以降の「適合確認分析の結果について」というところを確認していただけたらと思います。

内容といたしましては、不適合選別土が3回発生し、ふっ素の溶出量が管理基準（0.8 mg/L）を超過しました。不適合選別土のふっ素溶出量は0.83～0.88mg/Lです。不適合選別土の原因となった廃棄物土の掘削箇所はE工区となります。不適合選別土は全量場外へ搬出し処分を行いました。

以上が工事の進捗状況となります。

司会： ただいまの議事3の説明につきまして質問や御意見がございましたらお願いします。

住民： 11ページ、D工区ですね。青色固形物と書いていますけれども、これは形から見たら、なんか一斗缶に入ってたんが、一斗缶がなくなって出てきたというような、そんな感じですか、これ。

主幹： そうですね。樹脂が固まったような。

住民： 樹脂が固まった。樹脂っていうのは、どういう感じが樹脂なんですか。

主幹： 廃棄物の分類としてはプラスチックになると思うんですけど、通常は石油製品です。どういったものっていうのは難しいですね。

住民： これね、顔料的な感じのものではないんですか。

主幹： 顔料とは全然、性質が違います。

住民： ではないんですか。じゃあプラスチックなんですか。

主幹： そうですね。要するに樹脂系のものですね。

住民： 例えば、青色のプラスチックが固まったような、そんな感じでぱりぱりのもん、例えば、ぽんっと砕いた場合に・・・。

主幹： 砕けるようなものではない。

住民： じゃあない。粘土みたいに割れるという、そういうもんじゃない。

主幹：そういうものではない。

住民：　　そうですか。プラスチック。わかりました。それとコンデンサですけど、これは中は入っているんですか。

主幹：　　油が若干中に残っていたりとか、あるいは中に紙の部分がありまして、そういうところにしみ込んでいる油というのがございますので、そういったものを分析して、含有量ということで、油の中にどれだけPCBが入っているかという調査をしたところ、要するに0.5mg/kg、PCBが入っていないというふうにみなされる濃度の結果でございます。

住民：　　はっきりわからなかった。0.5 mg/kg入っているんじゃないですか。

主幹：0.5未満。

住民：未満。

主幹：それより小さい場合には測れない。

住民：0.5以下であったと。

主幹：　　未満。未満であれば、含有してないとみなしてよいですよという量でございます。

住民：　　そうですか。

主幹：　　周辺の土壌の分析もあわせて行っておりますけれども、土壌からPCBの溶出もございませんでした。

住民：　　それともう一つ、医療系の関係ですけれども、これは中に薬剤が入っているというのはいないんですか。

主幹：　　薬剤が入っているというものはほとんどないですね。ただ、中に仮に残っていたとしても長時間土の中に埋まっているものですので、通常の感染性というのには特に問題ないと思っています。

司会：　　ほかに御意見ございますでしょうか。

　　そうしましたら、次の議事4に移らせていただきます。議事4「工事の施工方法について」説明をいたします。

副主幹：石田です。よろしく申し上げます。

それでは、資料4「工事の施行方法について」を説明させていただきます。

こちらは今回説明をします資料別の施工位置を示したものです。こちらの赤い線と青い線で囲んである部分はそれぞれ資料①、②で説明する施工箇所です。処分場の西側のCからE工区の部分の底面と側面の遮水工の施工方法について説明いたします。次に、緑の線の部分ですが、こちらは資料③で説明する箇所です。有害物区画のI区画という箇所がございますけれども、こちらを土留矢板で囲んで施工する方法からオープン掘削、矢板を使用せずに掘削をするという施工方法に変更させていただくとともに、進入道路を移設することが必要になってまいりますので、こちらの施工方法も説明させていただきます。

あと茶色っぽい線の部分が資料④で説明する施工位置です。有害物掘削の区画、E区画とF・G区画の施工方法について説明させていただきます。

それでは、まず資料①の説明をさせていただきます。こちらのC工区からE工区にかけて、側面遮水工の形状や設置位置を詳細に確認するために西側の敷地境界付近でボーリング調査をさせていただきました。この赤い丸の部分が、追加ボーリングの位置になっております。そのボーリング調査の結果に基づいて、想定地層図（図-1）を作成させていただきました。

RDの埋め立て処分を原因とする遮水層の欠損範囲というのが、このKs2と書かれた範囲になっております。また、A（沖積層）という部分につきましても、廃棄物とKs2層の間に沖積層という部分がありまして、Kc3層がない地層という部分がございます。図に①-①'という線がございますが、次のページでこの部分の断面図を示しております。

今回これらの結果を踏まえまして、この部分の施工方法について検討を行いました。当初、沖積層と書かれている部分にKc3層があると想定しておりましたので、底面の欠損箇所と側面の帯水層を別々にそれぞれ底面遮水と側面遮水を行うという計画でした。ただ今回、西側の境界付近でKc3層が確認できずに沖積層しかないという箇所がございました。このため、西側の敷地境界までのRDが埋めた廃棄物については全て撤去したのちに、図-2のように底面遮水を行い、その上に側面遮水を実施し、このような一体的な形で施工を行い、廃棄物土を浸透した地下水が敷地外へ流出することを抑える形状に変更したいと考えております。

また、底面遮水工は他の工区と同様に1m以上の厚みを持たせ、側面遮水工についてはセメント改良土により、2mの幅で施工を行いたいと考えております。また、底面遮水などを沖積層の上に設置する箇所においては、沖積層の地盤改良を行って、十分な強度を確保した上で遮水工を行うようにさせていただきたいと考えております。

次に、底面遮水工と側面遮水工の施工範囲について、図-3で説明させていただきます。薄いベージュの範囲、また、紫の範囲というのが、それぞれ底面遮水と側面遮水の範囲となっております。遮水工につきましては、できるだけ地盤強度が安定しているKs2層、砂質土層の上を通るように施工したいと考えております。また、あまりぐにやぐにやと曲がるような複雑な形状にならない位置に設置したいと考えております。底面遮水工の高さにつきましては、南側については標高が137mから138mぐらいになっておりまして、図の左、北側に行くにしたがって底面遮水工のそれぞれの高さが下がっていくというような形になっております。D・E工区では標高が130mぐらいになりますので、場内の浸透水は右側から左側へ流れていきます。底面遮水工と側面遮水工の範囲や位置については、他の工区と同様に、最終的には掘削を行った後、底面の地層の形状を確認した上で決定していきたいと考えております。

続きまして、資料②の説明をさせていただきます。

当初の計画では、C工区につきましては、北側は鉛直遮水工を実施し、西側は側面遮水工を実施するというものになっていました。側面遮水工の施工を行うに当たりまして、掘削に着手をさせていただきましたが、止水矢板前面の掘削法面の部分が水を多く含む軟弱な土質であったために、掘削途中に右の写真のような形で崩れました。このため、現在掘削を一時中断して施工方法について検討している状況となっております。この付近は処分場の下流側になっておりまして、水がたまりやすく、今後掘削を進めていく場合にも崩土が発生して対応に苦慮することが想定されます。また側面遮水工の施工にはドライな施工基面が必要なために、施工が困難な状況が想定されます。また、粘性土層の位置が当時想定していた位置よりも若干深く、砂質土層が厚かったというようなことも崩土が起こった原因になったと考えております。さらに、側線No.2からNo.3の部分につきましても、粘性土層が50cmから1m程度の部分がありまして、掘削により盤膨れの発生が懸念されるという状況でございます。

このような状況であるために、今回敷地境界まで旧RD社が埋め立て処分を行った廃棄物については掘削した後に、地山を深く掘削する必要がないよう、鉛直遮水工によりまして施工を行いたいと考えております。

続きまして、資料③を説明させていただきます。

こちらは掘削範囲を決定するために行いました、ボーリング調査の結果です。図-6の右側ですが、現在の進入道路の部分で粘性土層、Kc3層の欠損箇所があるということが判明いたしました。この欠損箇所は、E工区の欠損箇所と合わせて底面の状況を確認した上で底面遮水工を施工する必要がありますので、I区画の有害物掘削は矢板切梁工法からオープン掘削に変更したいと考えております。I区画の周辺からE工区にかけて、オープン掘削を行うこととなりますので、廃棄物土の掘削量は増えることになると考えております。

また、この掘削方法の変更に伴って、左側の現計画平面図のように、もともとのこの部分に進入道路を作る計画を立てていましたが、こちらもオープン掘削で掘削する必要が出てまいりましたので、この進入道路につきましては山側に移設したいと考えております。この新たにつくった進入道路につきましては、こちらの有害物の掘削であったり、遮水工が終わった後にはもとの位置に復旧いたします。

あと、現進入道路と新たな進入道路の間に、資料2-1の冒頭で説明がありましたように、モニタリング井戸のNo.4-1がございますが、この井戸は掘削の際に撤去するということとなります。

こちらは現在の進入道路の写真です。この写真の右側が県道へつながる道で、左側が場内へつながる進入道路になっております。奥の白い建物が選別建屋でして、こちらがE工区でございます。この進入道路は山を一部削って広げたあとに、山側に作るという形で設置を考えております。あと、モニタリング井戸のNo.4-1が大体このあたりにございます。

こちらは進入道路の部分の断面図になっておりまして、廃棄物と有害物を矢板で四角く区切って掘削を行うというように考えておりました。今回オープン掘削でこのあたり全体を掘削していきたいと考えております。ただ、山の上に〇〇の鉄塔が建っておりまして、鉄塔に支障がないような掘削方法を行わざるを得ないということで、この山側に矢板とアンカーを設置したいと考えております。ここに新たに仮の進入道路を設置しますが、大型車両も通りますので、しっかりと強度をもたせたいと考えております。

最後に資料④の説明をさせていただきます。

こちらは有害物掘削除去の区画でして、これまでの連絡協議会でも報告をさせていただいているとおり、全旋回オールケーシング工法で掘削を行い、砂等で置き換えただうえで、矢板を設置していくという方法で施工を行います。RDの処分場時代に設置された構造物の基礎がこの部分にございまして、その基礎杭が施工の際に支障になってきます。この基礎杭は、直径が60cmありまして、オールケーシング工法による掘削は1.5mのケーシングで実施いたしますが、取り壊しと掘削を順次行いながらこの杭を撤去していくという計画です。ただ、この杭が図-9のようにKs2層を支持地盤として設置されていますので、取り壊しを行うにあたって粘性土層(Kc3層)の一部を掘削して杭を撤去したあとに、この遮水層に高流動性コンクリート等で遮水を行っていきたいと考えております。こちらの方法は平成27年に井戸の撤去を行ったときにも同様に説明し、実施したものでして、上部50cmを撤去してそこに高流動性コンクリートなどを充填して遮水を行うという形になります。

以上、資料4の①から④までの説明を終わらせていただきますが、これらは事前にアドバイザーの各委員さんに説明を行いまして、この施工方法で行うということについて問題ないという御意見をいただいております。

ます。以上で資料4の説明を終わります。

司会： ただいまの議事4の説明につきまして、御質問や御意見がありましたらどうぞお願いします。

住民： 何度もすみません。これは確認ですけど、2ページの①のCからEの工区の欠損部分ですけど、Ks2の2か所ありますよね、その上に黄色く描いてあるのは何ですか。

副主幹： こちらはKs3層で、この下にまた粘性土層がある、Kc3層があると。

住民： だから、Ks3層はもう無視するということですね。そういうことですね。わかりました。そして、次のページですけど、3ページですか。この赤い三角形がありますよね。これは何ですか。

副主幹： 底面排水管ですね。

住民： 排水管ですか、これは。

副主幹： そうですね、この部分にずっと底面排水管があるということですね。

住民： この三角形は何ですか。丸はパイプとして、その上は何ですか。殻か何かですか。

副主幹： 砕石材です。

住民： わかりました。6ページを先に聞きたいですけれども、この砂質土層、これ、上面からやったら何mぐらいあるんですか。上にはこれ、3mって書いていますけれども、この遮水壁の高さは何mぐらいになるんですか。

副主幹： 遮水壁の高さは7mぐらいです。

住民： 7mぐらいになるんですか。そして、次のページですけど、7ページですけども、これちょっと僕、知らなかったんやけど、これ、この道路の下にもごみがあったんですか。これ前から聞いてましたかね。

副主幹： そうですね、この部分は有害物区画になりますので、I区画に。ここがこれです。

住民： 道路の真下。

副主幹：そうですね。

住民： あれ、ちょっと僕そこ、認識がなかったの、何でやろう。ああ、そうですね。すんません、それは、ちょっと僕は落としていたことですね。わかりました。

住民： ○○の○○です。この8ページのこの写真ですが、○○さんと同じようなことを思っているんですけどね、この現進入道路と、こう書いているこの下あたりに有害物質とかがあるんですね。

副主幹：そうですね。

住民： 昔からここは道やったように思うんですけど、そこも掘るときよるんですよね。昔から、初めからそこは道やったように思うんですけどね。

副主幹：そうですね、ここに有害物質があるということで。

住民： それがちょっと感想でね。1ページのこの図で教えていただきたいんですが、この下のほうにある、この色とか塗っている、この境ですけど、敷地境界までRDが埋めた廃棄物、要は全て掘削除去したぞということで。ここら辺まで掘って、投棄したんですね。図で色塗ったその辺まで、その西側、ずっと埋めたんですね。まあ、そこへ捨てられたんやと。そこを取り除いて、側面遮水工を工事されんねやと。もう何十年も経って、質問なんですけど、言うても誰のものやって答えていただけないかもしれませんが、その西側、工事されないその下、ずっと全部の下、その辺の土地は誰のもんです、民間のもんですか。一部左のほうは町のもんちゃうんかなと思うんですけどね。昔、その左のほうに町の処分場があった、その辺に町の処分場があったと思うんですけど、民間ですか、大体全部は。

副主幹：ここはそうですね、民地になりますね。

住民： これから、そこをコンクリート壁にされるんですけど、何十年、まあ10年、20年経ってると思いますので、その有害な浸透水が、その下のほうまで漏れてきてませんか、もう現に。

副主幹：現にですか。

住民： いや、そのRDの敷地だけを調べておられて、こっちも何か、調査をさ

れて、民間の所有だからそこは影響ない、もう現状は影響ないねやと。そやから、ほっとくんやと。まあ、手出せんわけですけども。

室長： 民間の土地に今、井戸がありまして、その井戸はモニタリングをしています。その井戸のところで有害な物質が、ひ素とかほう素とかが基準が高いというのは、先ほど説明させていただきました。これは恐らく、この処分場の浸透水が地下水に影響したんではないかと推定をしています。今回、敷地境界のところとKs2層のところに底面の遮水とか側面の遮水をするんですが、この遮水をするると、廃棄物を通ってきた浸透水が、地下水へ流れなくなります。そのための工事を今やろうとしているんです。現在はどうかと言われたら、廃棄物の浸透水が地下水に流れ出ていると推測しています。

住民： それで、左が、図に載ってない左側は浸透していると。そこは汚れているんですね。

室長： 汚れているので、ひ素とかほう素とかの数字が高かったですし、EC、電気伝導度というのが高かったというふうに、説明をさせていただいたと思います。

住民： でも、こっちはRDのもんやから、きれいにすると。ほんでこっちは民間やから手を出さないって、そういうこと。

室長： わかりにくいですが、事前No.8と書いてあるところは民間の土地なんですけれど、事前No.7と書いているところは、市道なわけですね。昔、この左側に処分場があったと言っておられましたけれど、処分場行くための道が、途中までですね。

住民： それの、もうちょい西側は民地ですね。

室長： 多分、昔処分場と言われていた鴨ヶ池という池ですね。そこを埋めて町の処分場にされたんですが、それは、RDの敷地にほとんど入っています。全部入っているかどうかは、正直確認はしていません。昔は小野自治会の財産やったんですね。それをRDが買い取られましたので。買い取られた分については、県が今所有権を持っている、今回の工事のところで掘削除去を全部いたします。民間のところにあるかないかは、調べていません。あるとするならば・・・。

住民： いや、浸透している部分。

室長： 浸透しているかどうかは、今はまだ側面遮水とか底面遮水をしていない状況ですから、浸透している可能性があります。

住民： でも、それはほっていかれるわけですか。

室長： そうですね。だから県が代わって、浸透水を止めるために遮水をするという工事をします。

司会： ほか、御意見ございませんでしょうか。

住民： 9ページのアンカー工って書いていますが、これ、アンカー工ってどうやってするんですか。斜めに、これはどういうものを入れるんですか。縦はわかるけど、横、斜めにそれはどう・・・。

副主幹： ワイヤーみたいなもので引っ張る形ですね。

住民： それを、じゃあ留めるアンカーは。ワイヤーを留めるアンカー。ワイヤーが入ってるだけ。

副主幹： ワイヤーだけがここに入っている形。

住民： どうも理解ができない。ワイヤーが入っているだけなんですか。

住民： その先っぽはどうゆう留め方してるの。

住民： そうそう、そこ。

副主幹： この先ですか。

住民： うん。

副主幹： この先は・・・。

住民： ぷつと切れたまま。

副主幹： そうですね。

住民： そんなんで留まるの。

コンサル： ○○です。ここにアンカーと言いまして、矢板がですね、前を掘削

すると倒れますので、それを止めるためにワイヤー、鋼線みたいなものを山の中に刺して抜けないようにします。先はセメントみたいなもので固めて、動かないように固定しますので、そういったものが何本か入るといって考えていただければ。例えば、道路の法面とかで、格子状になっていて、真ん中に金属のものがございませよ、こんな形。ああいうものです、あれも中に入っています。要するに、法面が崩れるのを抑えるために、山の中にいっぱい突き刺して、留めさせるという構造になっております。そうすることで、土留めが安全に倒れないようにするというような形で今回は施工させていただくと。

住民： それはわかるんだけど、一番先っぽが切ったままになって、何にもないから、すぽっと抜けへんかなという。

コンサル： 先ですか。先はもう、詰め物をしていますので、抜けることはございません。

住民： 図面でいうと、何も無いように見えるから。

コンサル： 単純な図で、大変申しわけございません。

住民： わかりました。

司会： ほか、御意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、議事4につきましては、これで終わらせていただきまして、初めの議事1の辺りで中断した点を再開させていただきます。傍聴人の発言の機会を認めることについて、御提案をいただきました。傍聴の方にもこの会議の場で発言する機会を設けるということになれば、どういう方法でということを決めなければなりません。あくまで正式な構成員の方とそれ以外の方というような、一応線引きみたいなものは一定必要になると思います。例えばですけれども、構成員の皆さんが御発言いただいた後、時間がなおあれば、傍聴人の方にも発言の時間を設けてというイメージになるかなと。決めるというのも、皆さんの頭の中で、やることが不明確なままで決めても決めたことにならないので、例えば、この場で決めると言いましたけれど、次回の議案で正式に書いたものを用意した上で、この中身を決めるんだなというのを、皆さんが共通の御理解をした上で進めてもいいのかなという気もしていただんですけど。次回の議事の5でこういう中身について、共通で、こうしましょうということを、書いて整理したものをあらかじめ準備させていただいて、それを使って次の機会に進めていただくという、そういう進め方のほうがいいかなというんですが。

住民： 事情がわからんもんやから、私、的外れなことを言うていると思いますが、余りよく聞いてなかったんですけども、協定書は結ばへんわと。でも、まだそれは機が熟してないとか、進展してないからと。それはそれでええかなと。ほんで、しゃべらせえと、会議でしゃべらせえと。ほんなら、ここへ入ってきはったらええのになって。もう、私は協定書を結んでるって、参加しててわかったから、行かんらんなどと思って来てましてん。あんまり来たくないですけど、協定書があるから、それは従前からの議論かなと思って、来ております。そういうやり方ができるんでしたら、おっしゃったようなやり方ができるんでしたら、もうちょっと休んでもええかなって思っていますので、何でそんなん言わはるのかなと思ひまして、ちょっと、何で言わはるのか、もう一遍教えてほしいなって。そういう、私もその立場に立ちたいなと思ひていますので。

住民： ちょっと、私が最初、そう言うたもんで、そんな大きな意味はないんですけども、ずっと、そういう関心を持ってやってきたんですけども、自治会のほうの方針もあつて、これには入つておられない方もおられると。私らとすれば、この範囲の中だけでの意見、それはそれでええんですけども、ほかにもこういう意見があるとかいうのは、やっぱり広く聞いたほうがいいんじゃないかなというふうには、私は思ひまして、それで、時間的にも、今のところ空いているんじゃないかなと思ひますんで、時間を決めて、最後に何分ぐらいとか、空いた時間とか、それで、もし御意見とか、ちょっと聞いてみたいとかいうことがあれば、連絡協議会の会員には入つておられない方も聞けるというような、そういう時間をちょっと取ればええかなと、その程度のもので私は考へていたんですけど。今のこの協議会としては、協議会でやつていくと。その最初に、傍聴員の発言は認めませんじゃなくて、時間が余ればお話しただいても結構ですと、そういう格好にしたらどうかと思ひましたんです。

室長： 今の御発言はですね、協議会としては一旦終わつてというふうなイメージをしたらいんですか。協議会の時間をもう少し、例えば、9時半ぐらいまで会場が開いているんで、今日だったらあと10分、15分ぐらいあるんで、その時間を活用してと、そういう意味で理解したらよろしいんでしょうか。

住民： 終わつてつていうよりも、その中で、傍聴人のそういう発言があつたほうがええかもしれんなとは思ひます。

室長： いずれにいたしましても、現行でいくと、規約上は発言できないと書いてあるのは確かで、それは、一番冒頭部で司会がそのように申し上げ

たんですね。それは進行のやり方として、現在書いてあるとおりに進行するという事は確かですね。

一つの方法としては、新しい議題を起こして、今おっしゃっていたような趣旨のことであれば、規約を改正してやるという方法もありますし、一旦協議会を終えてやるという方法もあると思いますし、ほかの、例えば、〇〇の方が、もっとほかの意見も聞きたいので、傍聴の方から意見をいただけませんかというふうに御提案をいただいて、ほかの自治会の方が御了解いただければ、その場でやるという方法もあるかと思えます。

どうする方法を採るかについては、私どもがこういう方法ということ提案するわけではなくて、ここは、前に〇〇先生もおっしゃっていたように、説明は我々がしておりますが、誰が事務局で、案を出すという形ではなくて、6つの自治会と県と市が同等の立場でこの場にいるわけですから、それぞれの自治会が代表して、こういうふうなことをしたらいいんじゃないかというふうに、意見がまとまれば、そのように規約を改正するのも一つの方法ですし、余った時間を有効に活用するというのも一つの方法ですから、それは、そういうやり方でやらせてはいただけます。ただ、それを各自治会のほうで、一定の御意見を、お伺いをさせていただいて、それをまとめた上で、御提案というものを作れということなら作らせていただきますし、そうでないのであれば、その都度都度、まだ終了時間、何分ありますので、皆さんどうですかというふうに1回、1回聞かせてもらうのも一つかと思えます。

どうする方法でやらせていただいたらいいのか、私が今提案するという話ではないので、各自治会から御提案をいただいて、これは駄目、こういうふうにしたらどうかとっていただいて、それがこの場でまとまればいいですし、まとまらなければ、一旦お持ち帰りいただいて、次回議論させていただくという方法もあるんじゃないかなと思えます。その進め方についても、我々がいわゆる議題として出させていただいたわけではないので、進め方に案があるわけではございませんので、ほかの自治会の方々の御意見も聞いた上で、しかるべき取扱いを、変更するならばする、しないならばしないということを決めればいいのではないかなというふうに思えます。一つの意見として、県の意見はどうだというのがあれば、それはそれであるんですけども。

住民： だから、諮ってもらえたらなと思ったんです。皆さんが考えたところで、これはええよとか、これはまずいやろとか言うてもろたらと思ったんで、私は一応しゃべったんですけども。さっきおっしゃったように、その範囲内でやるんか、どうするかっていうのは、別に、それがまずいなって言うんやったら、後で余った時間で、一旦終わってちょっとということでも私は別に、そこまできつくは思っていないです。どっちが言う

たらそのほうがいいと思っただけで。

住民： 今ちょっと、〇〇さんおられないので。おられないところで進めるのもどうかなとは思いますが、私はどっちかという、今おっしゃった意見に近いですが、この問題というのは、やはり栗東市民全体の、本当は全体の問題やと思うんですよ。僕らの自治会だけの問題じゃなくて。ただ、こういうように、地域に限定してしまっ、この物事が進んできたんで、やむなしいうところもあったのかと思うけれども、本来は栗東市民全員関係あるようなことやと思うんですよ。だから、当然、傍聴席におられる方だって、全く権限がないなんていう問題じゃないと思うんですよ。やはり、そういう人らにも、ものすごい影響がある、やっぱり税金も使ってやってるんやから、損害って言ったらかしいけど、やはり、風評的なことも受けている方もおられるやろうし、ただ僕は、意見を聞くというのは大事なことやろうと思います。ただ、〇〇さんがおられないので、この前言っておられたのとは、ちょっと違うので、いないときに進めてしまうのもどうなのかなと思いますので、ちょっと、私としては、意見を聞くほうに賛成という気持ちを持っています。別に、私たち全員で決めたわけじゃないんで、ほかの方がどう考えておられるのか、ちょっと僕にはわかりませんが、そういうことです。あの人言っておられたのは、みんなで決めたこれに、同意するんならオッケーというような言い方をされていたんで、僕はそういうのじゃなくて、当然その権利はあるだろうと、僕はそう思っているんですけど。やはりここに来ていただいているということは、それだけ関心もあつての話ですから。

住民： ここで今、決めきろうという話でもないんで、一旦各自治会へ持って帰ってもらってという形で、傍聴者の御意見を聞く場が持てるのかということも、もう一度ちょっと自治会で考えてもらったらどうですか。

司会： 今、御提案いただいた中身について、今日いただいたことですので、一旦それぞれで、持ち帰った上でお考えいただいて、またその考えを改めて次の協議会に持ち寄るといような、そういう形でさせていただきたいと思えます。市民全体の問題だと言っていたことはごもつともだと思えますし、協議会としても、傍聴者の方でも、御意見をお聞きしたいと思っております。今おっしゃっていただいたとおりの大事なお話ですので、一度それぞれで持ち帰っていただくところで、今日のところはまとめさせていただきたいと思えます。

そのほか、今日の議題におきまして、何か御意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、予定していた議題は全て終了しましたので、以上

をもちまして、第23回旧RD最終処分場問題連絡協議会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、どうもありがとうございました。